

貿易関係貿易外取引等に関する省令第十条第三項の規定に基づく重要管理対象技術を提供することを目的とする取引を行おうとする者に報告を求める事項の一部を改正する件に対する意見公募要領

令和8年10月9日
経済産業省
貿易経済安全保障局
経済安全保障政策課
技術調査・流出対策室

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

令和6年12月に制度を施行した「技術管理強化のための官民対話スキーム」について、安全保障上の観点から、特に流出リスクが高く、管理が重要と考えられる技術を、提供に係る取引に際して経済産業大臣への事前報告を求める対象として新たに追加します。

ついては、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集を行います。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

貿易関係貿易外取引等に関する省令第十条第三項の規定に基づく重要管理対象技術を提供することを目的とする取引を行おうとする者に報告を求める事項の一部を改正する件

3. 資料入手方法

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

(2) 窓口での配布

経済産業省 貿易経済安全保障局 経済安全保障政策課
技術調査・流出対策室（東京都千代田区霞が関 経済産業省本館13階）

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和8年10月9日（金）～令和8年11月7日（土）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)
の意見提出フォームからご提出ください。

(2) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス

レス宛てにお送り下さい。

メールアドレス： gijutsukanri-publiccomment@meti.go.jp

（電子メールの件名を「貿易関係貿易外取引等に関する省令第十条第三項の規定に基づく重要管理対象技術を提供することを目的とする取引を行おうとする者に報告を求める事項の一部を改正する件に対する意見」として下さい。）

（３）郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒１００－８９０１

東京都千代田区霞が関１－３－１

経済産業省 貿易経済安全保障局 経済安全保障政策課

技術調査・流出対策室 パブリックコメント担当 宛て

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

６．その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

「貿易関係貿易外取引等に関する省令第十条第三項の規定に基づく重要管理対象技術を提供することを目的とする取引を行おうとする者に報告を求める事項の一部を改正する件」に対する意見

〔氏 名〕	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
〔住 所〕	
〔電話番号〕	
〔電子メールアドレス〕	
〔御意見〕	
・ 該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。） ・ 意見内容 ・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）	

